

(平成23年8月3日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件

埼玉国民年金 事案 4372

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 47 年頃に国民年金を納付するため坂道を歩きながら A 区役所の出張所に行ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 47 年頃に国民年金を納付するため坂道を歩きながら A 区役所の出張所に行ったことを覚えているとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 45 年 10 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料が未納の期間は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月まで
② 昭和 60 年 12 月
③ 昭和 63 年 8 月から同年 10 月まで

申立期間①、②及び③について、私はそれぞれの会社を退職後、必ず国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の再加入手続は昭和 59 年 7 月頃に A 市 B 区役所で行い、納付書が自宅に送られてきて同区役所の窓口で保険料を納付した。申立期間②及び③については、昭和 60 年 12 月頃及び 63 年 8 月頃に A 市 C 区役所で再加入手続を行い自宅に送られてきた納付書で同区役所の窓口で保険料を納付した。申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和 59 年 7 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の再加入手続を行い、同区役所の窓口で保険料を納付したとしているところ、申立人の所持している国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」には、「被保険者となった日」が「昭和 59 年 7 月 1 日」と、「被保険者でなくなった日」が「昭和 60 年 3 月 1 日 B」と記載されていることから、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が 8 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、昭和 60 年 12 月頃及び 63 年

8月頃にA市C区役所で国民年金の再加入手続を行い、同区役所の窓口で保険料を納付したとしているが、申立期間②及び③の資格取得日については、オンライン記録によると、平成3年9月11日に追加訂正されたものであり、訂正された時点では、申立期間②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から60年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4378

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 2 月まで

申立期間について、私は昭和 56 年 3 月 * 日に A 区役所で結婚の改姓届を提出した際に、過去の申請免除期間の納付を熱心に勧められたが当時は結婚したばかりで経済的に余裕が無く、その場では納付できなかつた。2か月ほどたつた時に、A 区役所からはがきが来て、申請免除期間の納付を勧められたので、夫と相談して夫のボーナスから 7 万円ほどのお金を出してもらい申請免除期間の保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が申請免除期間となっており、納付済期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 区役所で申立期間の申請免除の保険料追納を勧められ、その夫のボーナスから 7 万円ほどの保険料を出してもらい納付したとしている。これについて、申立期間の保険料の追納は、申立人が A 区役所から追納を勧められたとする昭和 56 年 5 月頃に行うことが可能であり、申立人のその申述に不自然さは感じられない。

また、納付したとする保険料額 7 万円も申立期間の保険料納付に必要な金額 8 万 1,070 円と類似しており、申立人の申述に不自然さは感じられない。

さらに、申立人は、申立期間を含めて未納期間は無いことから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、23 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかつた特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 6 月まで

申立期間について、私は、昭和 59 年 3 月に結婚し、その後間もなく A 区役所から国民年金保険料の未納のお知らせが来て、保険料を遡って納付できることを知り、妻と相談して未納分の国民年金保険料の 20 万円ほどを納付した。その 20 万円は B だった妻のボーナスから用立ててもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間について、申立人は、結婚した同年 3 月頃に A 区役所から国民年金保険料の未納のお知らせがあり、未納の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、61 年 7 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、59 年 4 月から同年 6 月までの期間は、保険料を納付できる期間である。

また、C 市保管の申立人の国民年金被保険者名簿（CSV）では、当該期間は納付済期間となっていることから、行政側の記録管理に不備がみられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、申立人は、前記 1 と同様に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり 61 年 7 月頃

に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、その妻が 20 万円ほどの国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、オンライン記録によると、61 年 4 月から同年 9 月までの保険料 4 万 2,600 円を同年 9 月に納付しており、59 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料 13 万 6,860 円及び同年 10 月の保険料 7,100 円を同年 10 月に納付しており、上記 1 で納付したとする 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料額 1 万 8,660 円を加えるとその合計は 20 万 5,220 円であり申立人が主張する額におおむね一致することから、未納分の保険料納付と混同している可能性は否定できない。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5966

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年9月1日から4年7月31日まで
株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低いので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、平成4年4月28日に、3年9月1日の厚生年金保険被保険者資格取得時に遡及して8万円に訂正されていることが確認できるとともに、元事業主についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成4年2月分の株式会社Aの給与支給明細書及び3年の給与支払報告書において、申立人は、上記遡及訂正前の53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本により、申立人が同社の役員であったことが確認できるものの、同社の複数の元同僚は、「申立人は、社会保険の業務には関与していないかったと思う。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、申立事業所の社会保険事務担当者は、社会保険料の滞納があったと証言している上、不納欠損整理表によれば、申立期間当時、申立事業所に社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

埼玉厚生年金 事案 5970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月9日まで

昭和32年4月1日、株式会社Aに入社し、39年12月に同社B工場に転勤したが、申立期間の被保険者記録が無い。当時の給料計算書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料計算書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和39年12月1日に株式会社Aから同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和39年10月のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

さらに、株式会社Aにおける資格喪失日については、事業主が同社における資格喪失日を昭和39年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられる。

一方、株式会社AのB工場における資格取得日については、申立人提出の給与計算書出勤日数欄に「自 12 月 1 日～至 12 月 20 日」と記載されて

いること、及び申立人の申述内容から、昭和 39 年 12 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は当時の関係資料が無いため保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のとおり、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社C所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 38 年 3 月中旬まで A 株式会社 D 所に勤務し、同年 4 月 1 日付けの辞令が出たので、同年 3 月中には、同社 B 支社 C 所に異動したが、同年 3 月分の厚生年金保険の記録が無い。同年 3 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ事業所に勤務していた同僚の供述から、申立人は申立期間に A 株式会社に継続して勤務し(昭和 38 年 3 月 15 日に A 株式会社 D 所から同社 B 支社 C 所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、昭和 38 年 3 月に同社 D 所から、同年 4 月 1 日までに同社 B 支社 C 所に異動して、前任者からの引継ぎを済ませておくようにと命じられたため、同年 3 月中から C 所で勤務していたと供述していること、及び同所の同僚二人が、申立人は同年 3 月中から同所に勤務していたと供述していることから、同年 3 月 15 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については同社 B 名社 C 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 38 年 4 月 1 日の記録から、2 万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除、納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 5972

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 12 月 16 日まで

平成 2 年 12 月から株式会社 A に非常勤の役員として勤務しており、その間 1 か月 100 万円以上の報酬だったが標準報酬月額が 8 万円と記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の株式会社 A における申立期間の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなつた日である平成 4 年 1 月 16 日より後の同年 3 月 2 日付で、当初の厚生年金保険被保険者資格喪失日（3 年 12 月 16 日）に係る処理を取り消し、3 年 10 月 1 日付けの定時決定を取り消した上で、2 年 12 月 1 日の資格取得時に遡及して 8 万円に引き下げていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成 4 年 3 月 4 日付で、改めて 3 年 10 月 1 日付けの定時決定（8 万円）及び厚生年金保険被保険者資格喪失日（3 年 12 月 16 日）に係る処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じく株式会社 A の取締役であった同僚から提出のあった申立期間の一部期間に係る給与明細書には、平成 3 年 1 月分及び同年 3 月分から同年 5 月分の各月分の給与総支給額がそれぞれ 140 万円、同年 2 月分の給与総支給額が 100 万円と記載されており、当該各月分の厚生年金保険料控除額は当時の厚生年金保険の標準報酬月額等級の上限である 53 万円に基づく保険料が控除されていることが確認できるところ、当該同僚の標準報酬月額も、申立人の記録が訂正された同日に、

2年2月に遡及して3年11月までの記録が53万円から8万円に訂正されている。

一方、株式会社Aに係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間の一部期間において同社の取締役を務めていたことが確認できるものの、申立人は平成3年＊月＊日に取締役を辞任しており、遡及訂正処理当時には役員ではなかった上、元事業主は、「当時は社会保険料の滞納があり、総務担当者が標準報酬月額訂正を届け出た。申立人は総務担当者でもなく、記録訂正については知らないと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案5978

第1 委員会の結論

1 申立人のA株式会社における資格喪失日は平成2年12月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料をA株式会社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月31日から同年12月25日まで
② 平成2年12月25日から3年1月21日まで

A株式会社を平成3年1月20日に退職するまで、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格喪失日が2年7月31日と記録されており、同日から退職日までが被保険者の期間になつていないので、記録を訂正してほしい。

また、両申立期間の給与明細書を所持しているので、標準報酬月額の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなつた日（平成2年10月31日）後の同年12月25日付で、同年7月31日に遡って、同僚45人とともに、被保険者資格の喪失日の処

理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社に係る商業登記簿により、同社は適用事業所でなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたことが認められ、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、事業主が「申立期間当時、多額の保険料の滞納があったので、社会保険事務所（当時）と打ち合わせて、厚生年金保険からの脱退と社員の資格喪失日を遡って処理する届出をした。」と供述していること、元同僚の一人が「退職後、すぐに勤めた会社で厚生年金保険の手続をしたとき、A株式会社の被保険者資格喪失日が遡って記録されていることが分かり、同社に問い合わせたところ、社長から保険料を滞納していたので、社員の被保険者資格喪失日を遡って届け出たという、お詫びの文書をもらった。」と供述していることなどから、申立期間当時、当該事業所が保険料を滞納していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である平成2年12月25日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A株式会社に勤務し、当該申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、申立期間②において、適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A株式会社は、商業登記簿で法人であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたと認められることから、同社が申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、A株式会社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていないかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5980

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成19年3月15日は3万2,000円に、同年6月29日は24万6,000円に、同年12月14日は31万5,000円に、20年7月31日は36万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成19年3月15日
② 平成19年6月29日
③ 平成19年12月14日
④ 平成20年7月31日

A所から、平成19年3月15日から20年7月31日までの期間に支給された賞与4回分の記録が無い。厚生年金保険料控除の事実を確認できる賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書及び事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書

及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 19 年 3 月 15 日は 3 万 2,000 円に、同年 6 月 29 日は 24 万 6,000 円に、同年 12 月 14 日は 31 万 5,000 円に、20 年 7 月 31 日は 36 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5981

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成4年9月19日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から4年1月19日まで
② 平成4年7月10日から同年9月19日まで
③ 平成4年9月19日から同年10月1日まで

平成3年9月1日付で、株式会社Aに入社した。当時失業保険を受給中だったので、公共職業安定所から会社に連絡が入り、雇用保険や社会保険の手続をしたことを覚えているが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人が申立期間②について、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録から、当初、平成4年9月19日と記録された申立人の資格喪失日は、株式会社Aが適用事業所でなくなった日（平成4年8月20日）以降の5年4月30日付で、4年7月10日に遡って、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行っていることが確認できる。

また、照会した同僚8人も、平成5年4月30日に、申立人と同様に当初の資格喪失日を4年7月10日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行っている上、定時決定の記録も取り消されていることが確認できる。

しかしながら、上記訂正処理前の記録から、株式会社Aが適用事業所でなくなった平成4年8月20日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていると認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成4年7月10日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日について有効な記録訂正があったと認められることができないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の4年9月19日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び③について、雇用保険の加入記録にから、申立人は、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間①について、申立人の当時の上司は、「個人的に対応している場合は別だが、会社としては入社6か月後から加入していた。」と供述している上、当該上司も、入社したとする時期と厚生年金保険加入の時期までに7か月の未加入期間があることがオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、申立期間①において国民年金の被保険者であり、保険料を納付期限内に納付していることがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間①及び③について、当該事業所の事業主は、申立人に係る関係資料は保存しておらず申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明としている上、同僚からも申立期間の保険料控除について具体的な供述を得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5985

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間③の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④のうち、昭和63年10月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和58年5月2日から61年2月1日まで
② 昭和61年2月1日から61年8月1日まで
③ 昭和61年8月1日から62年10月1日まで
④ 昭和62年10月1日から平成2年3月11日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、有限会社Aに勤務していた期間における標準報酬月額が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を下回っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、B基金の加入員台帳により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、34万円となっていることが確認できる。

また、当該基金では、厚生年金保険及びB基金の届出様式は複写式だったと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間③について申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を、社会保険事務所に対して行った

と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該基金の加入員台帳における申立人の記録から、34万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間④のうち、昭和63年10月の標準報酬月額については申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、32万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、有限会社Aが加入していたB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書等において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び④のうち、昭和63年10月を除く期間については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間①については、オンライン記録の標準報酬月額は、B基金における標準報酬月額と全て一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、元事業主は書類が無いので申立人に係る保険料控除額等は不明と供述しており、同僚10人に照会し、うち回答のあった5人からは申立内容を推認できる事情は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5987

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 20 日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、社会保険事務所(当時)に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aにおける平成16年9月支給の賞与支払明細書から、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与

支払明細書における厚生年金保険料控除額から、34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5988

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は120万円、申立期間②は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は120万円、申立期間②は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5989

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は120万円、申立期間②は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は120万円、申立期間②は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5990

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は95万円、申立期間②は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は95万円、申立期間②は80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5991

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は85万円、申立期間②は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は85万円、申立期間②は65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5992

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は140万円、申立期間②は120万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は140万円、②は120万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5993

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は100万円、申立期間②は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 15 日
② 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は100万円、②は80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5994

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5995

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5996

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立期間に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 4373

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年9月から6年4月まで

会社を退職後、出産手当金を受給するため夫の被扶養者にならなかつたので、平成5年9月頃、A市役所で国民年金に加入した。保険料は毎月銀行で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、出産手当金を受給するため、その夫の被扶養者にならなかつたので、平成5年9月頃にA市役所で国民年金に加入し、保険料は毎月銀行で納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成6年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間内ではあるが、未加入期間であり保険料を納付できなかつたと考えられる上、A市の国民年金の電算データ及びオンライン記録から、同年11月16日の申立人の国民年金第3号被保険者資格の届出処理時に申立期間の得喪記録が追加訂正されたことが推認されることから、同様に申立期間はそれまでは未加入期間であり、保険料を納付できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4374

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで

20 歳になった昭和 46 年＊月頃、私は学生だったが、母から「年金は 20 歳から納めていないと将来困ったことになる。絶対納めなければ、自分が泣くことになる。」と言われ、母が私の国民年金の加入手続を A 町役場（現在は、B 市役所）で行った。保険料は最初の 1 年は母が納付し、その後は私が母に 5,000 円くらいを渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 46 年＊月頃、学生だったが、その母から「年金は 20 歳から納めていないと将来困ったことになる。絶対納めなければ、自分が泣くことになる。」と言われ、その母が申立人の国民年金の加入手続を A 町役場で行い、保険料は最初の 1 年はその母が納付し、その後は申立人がその母に 5,000 円くらいを渡して納付してもらったと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は既に他界しており、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 50 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、46 年 1 月から 48 年 6 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年 7 月から 50 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間となるが、上記のとおり国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4375

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から同年11月まで

私は、平成5年4月に就職した時に、A市役所で国民年金の加入手続をし、未納になっていた保険料24か月分のうち、12か月分を市役所で納付した。残りの未納12か月分は、後日郵送された納付書で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月にA市役所で国民年金の加入手続をし、未納になっていた保険料24か月分のうち、12か月分を市役所で納付し、残りの未納保険料12か月分を後日郵送された納付書で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、5年4月頃に払い出されたものと推認され、その時点では申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む期間に係る保険料を2回に分けて納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成5年4月19日に4年4月から5年3月までの保険料を、6年1月18日に3年12月から4年3月までの保険料を、それぞれ一括して納付したことが確認できることから、当該2回の保険料納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性を否定できない。

また、平成6年1月18日に、3年12月から4年3月までの保険料をそれぞれ一括して納付したことが確認できるが、6年1月の時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4376

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 58 年 10 月までの期間及び 59 年 8 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から 58 年 10 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 55 年頃 A 区役所で、国民年金保険料の免除申請をし、以後申立期間中はその都度申請手続をした。その後、58 年 11 月から 6 か月間就職したが体調不良のため離職したので、その後も保険料免除申請をしたことを記憶している。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について昭和 55 年頃に A 区役所で国民年金保険料の免除申請手続をし、申立期間②についても保険料の免除申請手続をしたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続についての記憶は明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は平成 10 年 10 月 12 日に資格喪失記録が追加された際に未納期間となったものであり、その時点までは未加入期間であり申立期間①及び②は国民年金保険料の免除申請手続ができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の基礎年金番号には厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが申立期間①及び②当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4380

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金付加保険料及び平成 12 年 2 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 62 年 3 月まで

② 平成 12 年 2 月から 14 年 3 月まで

私は、昨年の 3 月頃日本年金機構から年金加入歴が届き、昭和 59 年 8 月から 62 年 3 月までの期間に国民年金付加保険料が納付されていないこと、及び平成 12 年 2 月から 14 年 3 月までの期間が未加入になっていることを知った。私は、付加保険料の納付を申し込んだ記憶があり、年金を受給する前に A 社会保険事務所（当時）で年金相談をしたところ、未加入期間もあることを知った。このままでは満額の年金を受給できないと言われ、後日指摘を受けた未加入期間の保険料を一括で納付した。申立期間①に付加保険料が加えられておらず、申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 59 年 8 月頃に国民年金に加入了時に付加保険料の届出を行い、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付したと主張しているが、B 市では、申立人の申立期間①について、付加保険料の加入手続を受けておらず、付加保険料は収納していないとしており、同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、定額保険料のみの収納記録となっている。

また、申立人は、国民年金付加保険料は、定額保険料と一緒に口座振替で納付したと主張しているが、B 市では、申立人の金融機関からの口座振替の手続は昭和 62 年 1 月から平成 12 年 1 月までの期間となっているとしている。

さらに、申立人は、付加保険料の月額を 200 円と主張しているが、実際は 400 円であり、申立人が主張する額に差がある。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金に任意加入した記憶は無いが口座振替で国民年金保険料を納付したと主張しているが、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が 60 歳に到達後の申立期間②直後の平成 14 年 4 月 18 日に高齢任意加入手続をしていることになっている。このことから、申立期間②は、申立人が 60 歳を超えた期間となっており、高齢任意加入手続をした 14 年 4 月 18 日時点では、申立期間②は任意加入期間となることから、遡って保険料を納付することができなかつたものと考える。

また、申立人は、申立人が所持している預金通帳から毎月国民年金保険料が引き落とされていることから、保険料を納付したと主張しているが、B 市では、申立人の口座から振り替えられている保険料は申立人の妻の分であるとしており、その妻の同市の国民年金被保険者名簿の納付組織欄には、申立人名義の口座取引銀行名及び「C 62. 11～」と記録されていること、預金通帳で振り替えられている額は一人分の保険料であることから、口座振替で納付された保険料は、その妻の保険料であると考える。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料納付について、一括で納付した及び預金口座からの振替で納付したと主張しているが、口座からの引き落としは前述のとおりその妻の分であり、また、申立人は、申立期間②直後に平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までの保険料をまとめて前納しており、一括して納付したとする保険料は、申立期間②直後に前納した保険料と混同している可能性は否定できない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料及び②の国民年金保険料は納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4381

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 12 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 12 月から 55 年 3 月まで

20 歳になった昭和 48 年 * 月頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は母が納付していた。両親の保険料は納付されているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年 * 月頃に、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料はその母が納付していたとしている。しかしながら、その母から申立人の国民年金の加入手続及びその時期、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等について具体的な証言は得られず、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 7 月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間①及び②のうち 49 年 12 月から 53 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間②のうち 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、その母は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持し、国民年金加入時に交付を受けたとする年金手帳は昭和 49 年 11 月以降に使用開始された様式のもので、申立人が加入手続を行ったとする 48 年 * 月の様式とは異なっており、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立期間①及び②は合計で 67 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 53 年 11 月 1 日まで
A 所を昭和 51 年 5 月 13 日に退職し、B 株式会社に 51 年 6 月 1 日から 53 年 10 月 31 日まで C 職で勤務した。しかし、この間の厚生年金保険被保険者記録は未加入となっている。同じ業務をしていた同僚には記録があるので自分にもあるはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時、B 株式会社に勤務していた同僚 9 人に照会し 5 人から回答があり、全員が勤務していたとしていることから、申立人が申立期間に B 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は昭和 51 年 5 月 13 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間は保険料納付済であることが確認できる上、D 市役所 E 課によれば、「申立人は、昭和 51 年 5 月 13 日から平成 22 年 12 月 4 日まで D 市の国民健康保険に加入している。」と回答している。

また、B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の記録は見当たらない。

さらに、当時の同社の社会保険事務担当は、「申立人は A 所を退職して、独立開業するまでのつなぎとして約 2 年間 B 株式会社に勤務しており、その当時国民健康保険に加入していたと思う。給料は「給与」ではなく「報酬」として支払われ、年末には「源泉徴収票」でなく「報酬等の支払調書」を渡していたと思う。各種保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）には加入していなかったと思う。」と供述している上、当時の事業主

は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5968

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 10 月 6 日まで
③ 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで

A 所に勤務した期間のうちの申立期間①、B 所（平成 7 年 5 月 5 日に C 所に社名変更）に勤務した期間のうちの申立期間②及び D 株式会社に勤務した期間のうちの申立期間③に厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、各申立期間を厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の A 所における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同所は、当該期間の資料を保管していないと回答しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立期間①当時に A 所で厚生年金保険被保険者であった 13 人から回答を得たが、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとの供述を得ることはできなかった。

なお、A 所は、同所の保管している厚生年金保険加入者名簿の記載とともに、「申立人は、E 室勤務として昭和 42 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に資格を喪失したことが確認できる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬ。

2 申立期間②について、申立人のB所における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、C所は、当該期間の資料を保管していないと回答しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立期間②当時にB所で厚生年金保険被保険者であった10人から回答を得たが、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとの供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人に係る雇用保険被保険者記録により、当該期間のうち昭和55年10月1日から56年7月20日までの期間は、申立人がD株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間③当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与明細書などの資料は無い上、同社の事業主の所在が不明であることから、当該期間について、事業主が申立人の給与から保険料を控除したか否か確認できない。

また、申立人と同じ昭和56年8月1日に同社で健康保険厚生年金保険被保険者となっている二人から回答を得たが、申立期間③当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとの供述を得ることはできなかった。

なお、事業所別被保険者名簿によると、D株式会社が健康保険・厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和56年8月1日であり、申立期間③は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 15 日から 27 年 4 月 20 日まで
② 昭和 30 年 10 月 15 日から 31 年 4 月 20 日まで
③ 昭和 32 年 10 月 15 日から 33 年 4 月 20 日まで
④ 昭和 33 年 10 月 15 日から 34 年 4 月 20 日まで
⑤ 昭和 34 年 10 月 15 日から 35 年 4 月 20 日まで
⑥ 昭和 35 年 10 月 15 日から 36 年 4 月 20 日まで
⑦ 昭和 36 年 10 月 15 日から 37 年 4 月 20 日まで
⑧ 昭和 37 年 10 月 15 日から 38 年 4 月 20 日まで

各申立期間当時、A として B 株式会社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。各申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が各申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、各申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かる資料（給与明細書等）が無い上、当該事業所は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否か確認できない。」としている。

また、当該事業所における複数の同僚から回答を得たが、各申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとの供述を得ることはできなかった。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿を調べたが、申

立期間当時、申立人が厚生年金保険被保険者であった記録は無い上、各申立期間を通じて健康保険の番号に欠番は見られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されたことがうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
株式会社 A に勤務していた期間のうち、昭和 55 年 6 月 1 日から 57 年 8 月 1 日までの間について、報酬は 1 か月 80 万円だったが、標準報酬月額が 20 万円及び 24 万円と記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、株式会社 A の当時の社会保険事務担当者は、申立期間当時の申立人の報酬月額及び届出等について、「どのような届出を行っていたかについては不明だが、保険料は届け出た標準報酬月額に基づき控除していたはずだ。」としている。

また、元事業主及び申立期間当時に申立人と同じく取締役であった同僚からは回答が得られず、当時の届出状況等について確認することができないほか、事業所別被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない上、申立期間当時の元事業主、同僚取締役及び同僚社員の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、株式会社 A は平成 7 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等についても確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 2 日から 36 年 3 月 6 日まで
② 昭和 36 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 6 日まで

平成 19 年 8 月頃、年金記録を確認した際、脱退手当金を受給した記録があった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 12 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5975

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 5 日から 42 年 3 月 21 日まで
平成 22 年 9 月頃に厚生年金保険の加入記録を確認した際に、A 所に勤務した期間が脱退手当金を受給したことになっていることを知った。
しかし、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 所において、申立期間当時に社会保険事務を担当していた同僚に当時の脱退手当金の取扱いについて聴取したところ「退職者には個別に口頭で脱退手当金制度について説明し、受給希望者には脱退手当金請求書を手渡し、社会保険事務所（当時）に請求するよう伝えていた。」と具体的に供述している上、申立人についても「脱退手当金について説明の上で同請求書を渡したところ、申立人自身がすぐに社会保険事務所に提出しに行った。」と供述しており、申立人の「結婚後はゆっくりしたかったので働く気はなかった。」との供述に加えて、申立人の夫の住まいがある B 地への移転予定があった事情等を踏まえると、申立人が退職の直後に脱退手当金の請求を行ったと考えるのが自然である。

また、A 所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金の支給額に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 16 日後の昭和 42 年 4 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 5 月 6 日まで
② 昭和 40 年 5 月 6 日から 44 年 1 月 26 日まで

年金事務所からの連絡で、A 株式会社を退職した後の昭和 44 年 5 月 29 日に脱退手当金を受け取った記録となっていることを知ったが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月20日から32年11月4日まで

厚生年金保険の記録では、A社B支社とC株式会社の間で3年くらい勤務した有限会社Dの被保険者期間が漏れている。

この会社で一緒にEを作っていた同僚を覚えていたので、この人に勤務していたことを確認して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について申立てに係る事業所に勤務していたと申し立てているところ、複数の元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、商業登記簿からは「有限会社D」という名称の事業所を確認することができない上、Dの名称を使用する事業所については、昭和43年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となったD株式会社ほか複数の事業所がオンライン記録において確認できるが、いずれの事業所も申立てに係る事業所との関連性は認められない。

また、元同僚の一人は「Dには健康保険証が無かった。怪我をして近くの医者に行ったとき、保険証が無いため治療費が高かったが、社長の奥さんが支払ってくれた。」と供述している上、他の元同僚は「健康保険証は無かったので、保険料は引かれていなかった。」と供述していることから、当該事業所では健康保険に加入しておらず、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえる。

さらに、事業主については、その所在を確認することができない上、複数の元同僚も給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを記憶しておらず、申立人も当該保険料の控除について、明確な記憶も無く、控除を

確認することができる給与明細書等の資料も無いことから、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 21 日から 36 年 12 月 10 日まで
A 区 B 地にあった C (現在は、有限会社 D) に昭和 31 年 5 月 17 日に入社し、E として勤務して 36 年 12 月 10 日に退社したが、同社での厚生年金保険の記録が 34 年 11 月 21 日までとなっており、それ以後の期間が抜けている。妻とは、昭和 31 年から 36 年まで同じ職場で一緒に勤務しており、妻は 40 年 12 月 31 日に退社したが、妻の記録は退社日と一致している。自分の記録が抜けているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、C に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、有限会社 D は、「できる限り当時を知っているかと思われる方に聞いてみたが、皆さん高齢で記憶が無いということだった。また、事務所も引っ越しを何回かしている間に、古い資料は処分されて現在は残っていないので、申立人の勤務期間、届出の内容及び給与からの保険料控除等については、全て不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、C において被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚が、「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、期間までは覚えていない。」と回答しており、申立人の勤務期間について、特定することができない。

さらに、複数の同僚が、「自分の事業所での退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日に違いは無い。」と供述しており、C に係る事業所別被保険者名簿 (紙台帳) によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日が昭和 34 年 11 月 21 日と記載されていることが確認できるとともに、

遡及して訂正・取消し等が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から同年 12 月 6 日まで

株式会社 A の厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの期間及び 11 年 10 月 1 日から同年 12 月 6 日まで期間の標準報酬月額（41 万円）がそれ以前の標準報酬月額（44 万円）より低くなっている。B 雇用契約書によると、給料の月額は変わってないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違を申し立てているが、申立人が提出した株式会社 A における平成 8 年 8 月分及び同年 9 月分、9 年 3 月分から同年 5 月分まで及び同年 10 月分の給与明細書（保険料は翌月控除）により、当該期間についてはオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成 8 年度から 10 年度までの「市民税・県民税・特別徴収税額の通知書」に記載された社会保険料額を検証したところ、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

さらに、株式会社 A は当時の資料が無いことから、申立てについては不明と回答しており、申立人の申立期間①の報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

2 申立期間②についても、申立人は、標準報酬月額の相違を申し立てているが、申立人が提出した株式会社Aにおける平成11年11月分及び同年12月分の給与明細書（保険料は翌月控除）により、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成11年10月の定時決定の基礎となる同年5月から同年7月までの平均報酬月額は、申立人が提出した当該期間の給与明細書によると、42万1,711円であり、標準報酬月額41万円の範囲内であることが確認できる。

さらに、申立期間①と同様、株式会社Aは当時の資料が無いことから、申立てについては不明と回答しており、申立人の申立期間②の報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、有限会社 A には、学校からの紹介で昭和 33 年 4 月 1 日に入社したにもかかわらず厚生年金保険の被保険者資格取得が 35 年 4 月 1 日になっている。同級生と一緒に入社したので入社時から厚生年金保険被保険者記録があるはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と有限会社 A と一緒に入社した同僚の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の同僚は、「自分は、有限会社 A に申立人と一緒に入社したが、同社では厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」とも供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、事業主は「前事業主は既に他界しており、当時の状況を知る者がいない上、人事、給与の関係資料が残っていないため、申立人及び同時に入社したとしている従業員についての勤務実態や保険料の控除については分からぬ。」と回答している。

さらに、有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚 3 人に照会したが、申立ての事実についての供述を得ることができなかつた。

加えて、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における資格取得日と一致しており、当該記号番号は新規に付番されて

いることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていてことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 5 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 20 日から 42 年 1 月 21 日まで

A 株式会社に勤務していた期間について、標準報酬月額が一律 1 万円となっていることに納得がいかない。同様に、株式会社 B に勤務した期間について、標準報酬月額が実際の給与より低いのではないか。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の標準報酬等級は、昭和 35 年 1 月から同年 4 月までは第 3 等級(5,000 円)、同年 5 月から同年 7 月までは第 5 等級(7,000 円)、同年 8 月から 36 年 9 月までは第 6 等級(8,000 円)、同年 10 月から 37 年 5 月までは第 7 等級(9,000 円)とされていることが確認できる。

申立人は、昭和 35 年 1 月から 37 年 5 月までの標準報酬月額が 1 万円とされていることについて納得できないと主張しているが、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定により、厚生年金保険の年金額の算出に当たっては、昭和 44 年 11 月以前の標準報酬月額で 1 万円に満たないものは全て 1 万円に読み替えることになっており、オンライン記録に誤りは認められない。

また、被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらないが、複数の同僚の同資格取得時の標準報酬等級は、第 2 等級(4,000 円)、第 6 等級(8,000 円)及び第 7 等級

(9,000 円)であり、これらの元同僚で連絡が取れ、回答のあった一人は、「給与明細書等は保管していないが、入社時は1万円以下であり、2年目からの給与が1万円以上になったと思う。」旨を回答しているところ、オンライン記録においては、当該期間の標準報酬月額は1万円とされている。

2 申立期間②について、株式会社Bに係る被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、昭和37年9月20日の取得時決定から39年6月までは1万2,000円、同年7月から40年9月までは1万6,000円、同年10月から41年9月までは1万8,000円、同年10月から42年1月までは2万円とされていることが確認できるところ、オンライン記録においても、上記期間についての標準報酬月額と一致する。

また、事業主は、「申立期間の資料が残っていないため、申立人の勤務期間、厚生年金保険料の控除及び納付については不明。」としている。

さらに、申立事業所に係る被保険者名簿において、申立人より2日前(昭和37年9月18日)に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚の女性5人の標準報酬月額は、9,000円と申立人の1万2,000円より低額となっている上、元同僚5人は申立人より早く退社しているが、申立人の標準報酬月額を超える者はいなかったことから、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はうかがえない。

加えて、上記5人のうち回答のあった二人の元同僚は、入社時の給与について、一人は、「入社時は8,000円だった。」、他の一人は、「その頃は、7,000円から8,000円だった。」と回答している。

3 加えて、被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額については、不自然な遡及訂正処理等の形跡は見当たらない上、このほか、申立期間①及び②について、申立人の両申立事業所における標準報酬月額の記録が、申立人が主張する額であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 4 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A 株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成 19 年 11 月 1 日と記録されているが、実際は同年 7 月 4 日から勤務している。正しい取得日の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「業務の性質上、労働時間が一定ではなかったために試用期間を設け、その間の勤務状況に応じて標準報酬等級を決定し、社会保険に加入させていた。申立人の場合は、一年契約のパート労働者として契約した。」と供述しているところ、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚 9 人に照会し、回答があった 6 人のうちの 3 人は、「入社後、パート労働者として一定の試用期間があった。試用期間経過後に社会保険に加入できた。」と供述しており、そのうちの 2 人は、「事業主から口頭で、試用期間経過後に社会保険に加入できるとの説明を受けた。」と事業主の回答を裏付ける供述を行っていることから、事業主は、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

また、事業主は、「給与から厚生年金保険料を控除するのは、当月の給与からであった。」と供述しているところ、申立人及び事業主から提出された給与明細書及び賃金台帳により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 17 日から 40 年 7 月 31 日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当時、通算年金制度について知らなかったと供述しており、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、昭和 39 年 5 月 22 日に厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっている。株式会社 A を退職時に退職金を受け取った記憶はあるが、脱退手当金は請求も受給もしていない。

第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 5 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、当時、通算年金制度を知らなかつたと供述しており、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで

国（厚生労働省）からのはがきの記録では、申立期間の A 株式会社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は厚生年金保険を脱退したことは記憶にあるが、脱退手当金を受給した覚えが無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 41 年 7 月 16 日）から約 4 か月後の昭和 41 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 25 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 2 月 25 日まで

申立期間は脱退手当金が支給された記録になっている。申立期間⑤の事業所を結婚のため退職し、A 地に転居した。脱退手当金が支給されたとされる昭和 43 年 9 月には A 地におり、受給した記憶が無い。申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 43 年 7 月 9 日に申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において「B」から婚姻後の姓である「C」に変更した記載がある上、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の同年 9 月 12 日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③、④及び⑤に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したこと示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6001（事案 4760 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 7 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 2 日から 28 年 3 月 30 日まで
年金事務所の記録では、申立期間が、脱退手当金支給済期間となって
いるが、受給した記憶は無く、年金事務所では、申立期間に厚生年金保
険に加入した記録が無いと言われてきた。信用できないので、調査して
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含んだ前回の申立てについては、i) 申立人が勤務し
ていた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支
給を意味する表示が記されていること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険
者台帳（旧台帳）には、脱退手当金支給決定日（昭和 36 年 3 月 30 日）の
2か月前に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省
(当時) から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、
A 株式会社に係る資格喪失日（昭和 35 年 12 月 28 日）から約 3 か月後に
支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さは認められないこ
となどから、既に平成 22 年 12 月 28 日付けで当委員会の決定に基づく年
金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B 所に勤務した期間について脱退手当金を受給した覚
えが無く、また、申立人が 60 歳の時に社会保険事務所（当時）では申立
期間の加入記録が無いと回答され、その後に社会保険事務所から申立期間
の厚生年金保険加入記録は出てきたが、脱退手当金が支給済みのため、年
金支給額に変更が無いとされたのは信用できないとしている。

しかし、申立人が 60 歳に到達後、老齢厚生年金の裁定請求を行い年金
の受給を開始した平成 4 年 * 月には、申立期間の記録は脱退手当金支給済

期間として被保険者記録に統合されていることから、長年にわたり申立人が年金事務所に申立期間の加入記録が無いとされたとする主張には正確性を欠くところがあると判断される。

したがって、申立内容に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。